

# 施設基準に関するお知らせ①

当薬局は、以下の施設基準の届出を行い、当該加算を算定しています。

## 【調剤技術料】

調剤基本料	45点	地域支援体制加算	32点
連携強化加算	5点	後発医薬品調剤体制加算	30点
在宅薬学総合体制加算	15点	医療DX推進体制整備加算	8点

## 【薬学管理料】

かかりつけ薬剤師指導料	在宅患者訪問薬剤管理指導料
特定薬剤管理指導加算 2	医療情報取得加算

### ◆ ジェネリック医薬品の調剤について

当薬局では医療費を抑え、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行ってています。

### ◆ 医療DX推進体制整備加算について

当薬局では、「オンライン資格確認」・「電子処方箋」の対応ができる体制を整えています。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し、活用しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証利用）を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。

※加算については、時期によって、加算内容・点数が異なる場合がございます。

# 施設基準に関するお知らせ②

## ◆ 連携強化加算について

当グループは、災害や新興感染症発生時において、医薬品の提供施設として薬局機能を維持する体制を整備しています。

- ・ 改正感染症法に基づく第二種協定指定医療機関として指定を受けています。
- ・ オンライン服薬指導に対応しています。
- ・ 要指導医薬品及び一般用医薬品を取り扱っています。
- ・ 感染症に係る検査キットを取り扱っています。

## ◆ 地域支援体制加算について

当薬局は、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制を整備しています。

時間外連絡先：0966-22-1023（転送電話対応）

## ◆ 在宅患者訪問薬剤管理指導について

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服用の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。ご希望される場合はお申し出ください。（担当医師の了解と指示等が必要となります）

## ◆ 在宅薬学総合体制加算○

当薬局は、状態の急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制を整備しています。

急変時の開局時間外における在宅業務の対応	可
医療用麻薬（注射薬含む）の取り扱い	あり
高度管理医療機器の取り扱い	あり
輸液・注射薬の無菌調整の対応	可※
小児在宅（医療的ケア児等）の対応	可
医療材料・衛生材料の取り扱い	あり

※連携薬局との無菌室共同利用により対応いたします。

# 介護保険サービス提供事業者について

当薬局は介護保険サービス提供事業者であり、当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下の通りです。

## 1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

## 2. 営業日および営業時間

月曜～金曜 9時～18時 土曜 9時～14時

休み：日曜日・祝日 年末年始

緊急時は上記の限りではありません。

## 3. 利用料金

単一建物居住者が1人 5 1 8 単位/回

単一建物居住者が2～9人 3 7 9 単位/回

単一建物居住者が10人以上 3 4 2 単位/回

情報通信機器を用いて行う場合 4 6 単位/回

1単位=10円

所得に応じて1～3割

- ※ 麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に100単位が加算されます。
- ※ 離島等に所在する事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の合計金額に15%が加算されます。
- ※ 中山間地域等に所在する小規模事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の合計金額に10%が加算されます。
- ※ 離島や中山間地域等に居住する方へのサービスのご利用に関しては、上記金額の月の合計金額に5%が加算されます。

熊本県知事指定介護保険事業所

番号 第4340340449号

# 指定居宅療養管理指導事業者 運営規定

## (事業の目的)

### 第1条

- 薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
- 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

## (運営の方針)

### 第2条

- 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
  - 保険薬局であること。
  - 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
  - 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
  - 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
  - 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

## (従業者の職種、員数)

### 第3条

- 従業者について
  - 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
  - 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
  - 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
- 管理者について
  - 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、薬局の管理者との兼務を可とする。

## (職務の内容)

### 第4条

- 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のA D L やQ O L に及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

## (営業日および営業時間)

### 第5条

- 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- 営業時間は各店舗の営業時間に従う。
- 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

# 指定居宅療養管理指導事業者運営規定

## (通常の事業の実施地域)

### 第6条

- 通常の実施地域は、人吉市・球磨郡の区域とする。

## (指定居宅療養管理指導等の内容)

### 第7条

- 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- 処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- 薬剤服用歴の管理
- 薬剤等の居宅への配達
- 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- A D L、Q O L等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

## (利用料その他の費用の額)

### 第8条

- 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
- 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
- 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。
  - 薬局からおおむね10km以上 往復200円

## (緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

## (その他運営に関する重要事項)

### 第10条

- 薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
- 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は 令和7年4月1日より施行する。